甲欄
乙欄

令和7年分 退職所得 給与所得 に対する所得税源泉徴収簿

所属		職名	経理部長	住所	（郵便番号 273-0021 ） 千葉県船橋市海神町島南11-727 ドラゴンズマンション東船橋一番館123号	氏名	(ﾌﾘｶﾞﾅ) ｺｸｾﾞｲ ﾀｹｼ 国税 武 （生年月日 昭和 52 年 10 月 15 日）	整理番号	5001
								社員番号	

区分	月区分	支給月日	総支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額
給料・手当等	1								
	2								
	3								
	4								
	5								
	6								
	7								
	8								
	9								
	10								
	11								
	12								
	計								
賞与等	13								
	14								
	15								
	計								
前職分等			20,000,000	1,500,000			1,400,000		
合計			20,000,000	1,500,000			1,400,000		1,400,000

前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額　円

同上の税額につき還付又は徴収した月区分	月別	還付又は徴収した税額	差引残高	月別	還付又は徴収した税額	差引残高　円

扶養控除等の申告・各種控除額

申告の有無	区分 / 申告月日	源泉控除対象配偶者	源泉控除対象親族 一般扶養親族	特定扶養親族	特定親族	老人扶養親族 同居老親等	老人扶養親族 その他	一般の障害者	特別障害者	同居特別障害者	寡婦又はひとり親		勤労学生	従たる給与から控除する源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数
	当初	有・無									寡・ひ		有・無	当初 人
	／	有・無									寡・ひ		有・無	月
有・無	／	有	1	1	1	1	1	1		2	1			日
	控除額 一人当たり（万円）	／	38	63	／	58	48	27	40	75	27 （寡婦）	35 明治33年1月0日	27	人
	控除額 合計（万円）	／	38	63	／	58	48	27		150		35		

扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額 ⑲ 4,190,000 円

区分		金額	税額
年末調整	給料・手当等	① 20,000,000	③
	賞与等	④	⑥ 1,400,000
	計	⑦ 20,000,000	⑧ 1,400,000
	給与所得控除後の給与等の金額	⑨ 18,050,000	配偶者の合計所得金額
	調整控除額⑩ （調整控除後）	⑪ 150,000 17,900,000	（ 500,000 円 ）
	社会保険料等控除額 給与等からの控除分（②＋⑤）	⑫ 1,500,000	所得金額調整控除の適用
	社会保険料等控除額 申告による社会保険料の控除分	⑬ 1,150,000	有
	社会保険料等控除額 申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑭ 130,000	(※適用有の場合は⑩に記載)
	生命保険料の控除額	⑮ 120,000	旧長期損害保険料支払額
	地震保険料の控除額	⑯ 10,000	（ 200,000 円
	配偶者（特別）控除額	⑰ 260,000	⑫のうち小規模企業共済等掛金の金額
	特定親族特別控除額	⑱ 110,000	
	扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑲ 4,190,000	（ 50,000 円 ）
	基礎控除額	⑳ 580,000	
	所得控除額の合計額 (⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲)+⑳	㉑ 8,050,000	⑬のうち国民年金保険料等の金額 （ 550,000 円 ）
	差引課税給与所得金額（⑪－㉑）及び算出所得税額	㉒ 9,850,000	㉓ 1,714,500
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	注：可能額	㉔ 160,000
	年調所得税額 （㉓-㉔、マイナスの場合は0）		㉕ 1,554,500
	年調年税額 （㉕×102.1%）	（100円未満切捨て）	㉖ 1,587,100
	差引超過額又は不足額（㉖－⑧）		㉗ 187,100
	超過額の精算 本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額		㉘
	超過額の精算 未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額		㉙
	超過額の精算 差引還付する金額（㉗－㉘-㉙）		㉚ 187,100
	超過額の精算 同上のうち 本年中に還付する金額		㉛
	超過額の精算 同上のうち 翌年において還付する金額		㉜
	不足額の精算 本年最後の給与から徴収する金額		㉝ 187,100
	不足額の精算 翌年に繰越して徴収する金額		㉞